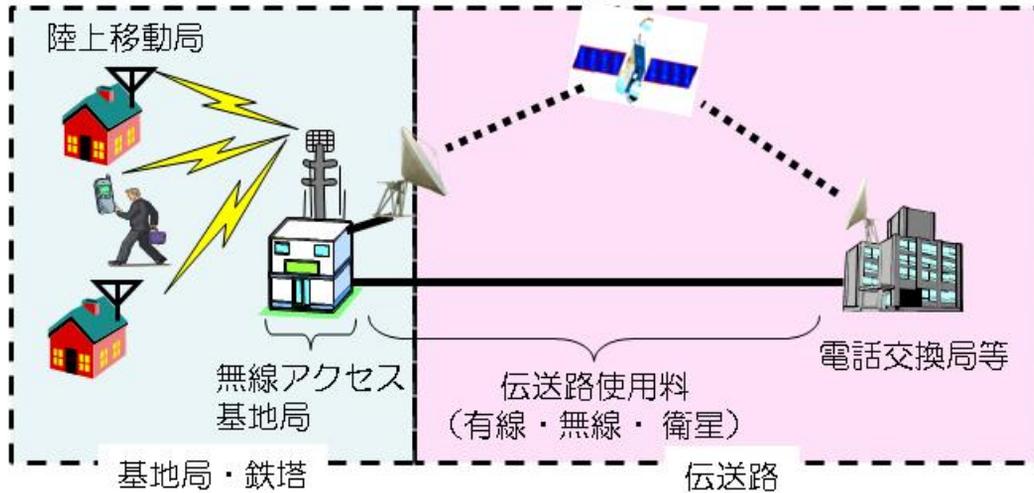


# 携帯電話等エリア整備事業(広帯域移動無線アクセスシステム分)の概要

デジタル・ディバイド（DD）解消戦略会議の結果を踏まえ、無線システムの活用によるDD解消を促進するため、平成21年度より、広帯域移動無線アクセスシステムを用いてブロードバンド・ゼロ地域をエリアとしてカバーする事業を対象として、電波利用料（携帯電話等エリア整備事業）による支援を開始。

## (1) 整備イメージ



## (2) 整備分担

基地局施設整備		伝送路（有線・無線・衛星）	
敷設者	運用者	敷設者	運用者
地域 WiMAX 用の鉄塔・基地局などの設備を自治体が敷設。	自治体が敷設した基地局を活用する無線通信事業者（サービス事業者）	伝送路を提供する事業者【→無線通信事業者（サービス事業者）に貸与】	伝送路を使用する無線通信事業者（サービス事業者）は、伝送路提供事業者から有償で借用

## (3) 支援内容

- 対象地域：ブロードバンド・ゼロ地域に該当する条件不利地域（過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村又は豪雪地帯）
- 補助対象：基地局費用・伝送路（有線・無線・衛星）賃借費用（10年間分）
- 負担割合

### 基地局施設整備(事業主体:自治体)

【100世帯以上】

国 1/2	自治体 1/3	無線通信事業者 1/6
----------	------------	----------------

【100世帯未満】

国 2/3	自治体 2/9	無線通信事業者 1/9
----------	------------	----------------

### 伝送路整備(事業主体:無線通信事業者)

【100世帯以上】

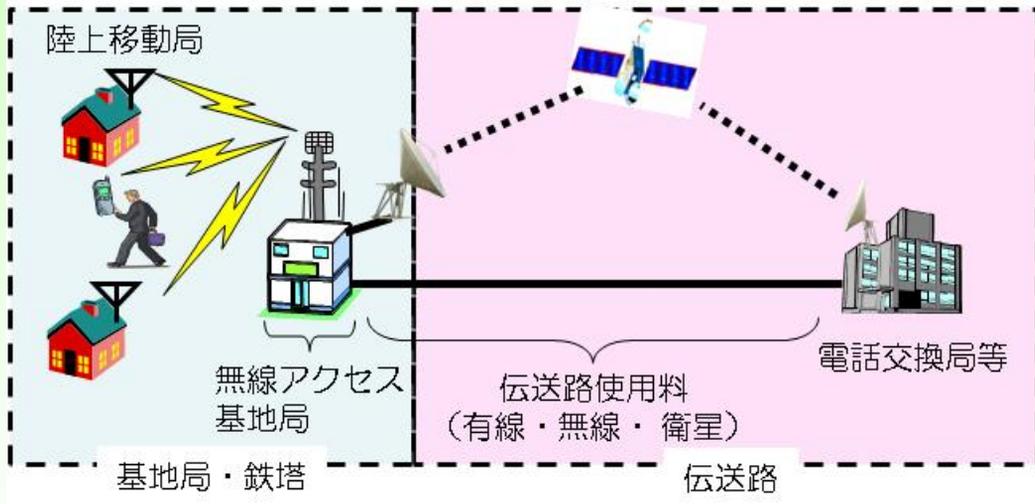
国 1/2	無線通信事業者 1/2
----------	----------------

【100世帯未満】

国 2/3	無線通信事業者 1/3
----------	----------------

# 補助対象設備の範囲について

## ○想定される補助対象設備



## ○アクセス系(鉄塔・基地局)

IEEE802.11j(高出力無線LAN)

※登録制・免許制のものに限る

WiMAX (IEEE802.16シリーズ)

次世代PHS

いずれかのシステムを使用している事業であれば  
補助対象

## ○伝送路

上記の設備をアクセス系に用いている場合(補助事業・自主事業は問わない)、  
伝送路は、有線・無線・衛星のいずれの施設を借りた場合においても補助対象となる。

## × 補助対象外の設備

- ① アクセス系がIEEE802.11a/b/g/nに該当する事業(アクセス系が電波利用料を課さないシステムである場合)
- ② メッシュ型無線LAN(以下のようなケースの場合)  
※中継路はIEEE802.11jだが、アクセスがIEEE802.11a/b/g/nとなるため。

